

# インターネット関連法律の全体動向

岡村久道 ● 弁護士：国立情報学研究所客員教授

## 電子記録債権制度を創設する「電子記録債権法」成立・公布 通信・放送の総合的法体系「情報通信法」の検討作業進む

2007年度は、成立したインターネットに関連する法整備は、前年度と同様に比較的少数にとどまった。具体的には、別表(資料6-1-2)に記載の法律が成立している。

### 電子記録債権法

まず、電子記録債権法(2007年法律第102号)が、2007年6月20日に成立し、同月27日に公布された。

この法律は、電子記録債権制度を創設するものである。電子記録債権とは、その発生・譲渡について、この法律による電子記録を要件とする金銭債権である。右ページ上の図(資料2-1-1)で紹介しているとおり、あたかも“電子の手形”のような仕組みが取り入れられている。民間事業者が電子債権記録機関となる。

これまで実社会では、事業者による決済方法の中心的な役割を、手形が担ってきた。ところが、手形は紙媒体を使用するので、紛失・盗難のリスクや、作成・保管のコストの問題などを内在している。そのため、近時は手形の利用が減少傾向にある。近時における情報技術の進展を踏まえ、この法律によって電子記録債権制度が創設されたことにより、手形などに関するリスクやコストの問題を克服することができ、それによって事業者の資金調達の円滑化を図ることなどが期待されている。

### 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復 分配金の支払等に関する法律

この法律(2007年法律第133号)は、架空請求メール詐欺、ワンクリック詐欺など、いわゆる振り込め詐欺の被害者を救済するためのものである。与党の議員立法として成立した。

犯罪者などを名義人とする預金口座に、騙された被害者が振り込んだ資金は、従来の法体系では口座の名義人だけが払い戻しできると考えられてきたので、これを簡易な手続きで被害者に還付することが困難であった。この法律では、遺失物法にいう犯罪者の置き去り物件と同視することによって、簡易の公告手続により口座名義人の預金債権を失権させるとともに、被害回復分配金の支払い

が可能になるよう、その手続きを定めている。それによって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復などの実現を図ろうとするものである。

2007年12月14日に成立し、同月21日に公布された。

### 放送法、電波法及び有線電気通信法(改正)

放送法の2007年改正が2007年12月21日に成立し、同月28日に公布された(2007年法律第136号)。これによって、NHKはすでに放送した番組のアーカイブをブロードバンドによって一般向けに提供することなどが可能になった。

同時に電波法及び有線電気通信法の2007年改正も成立し、公布された(2007年法律第136号)。これによって、電波利用を、より迅速かつ柔軟に行うための手続きの創設などが行われた。

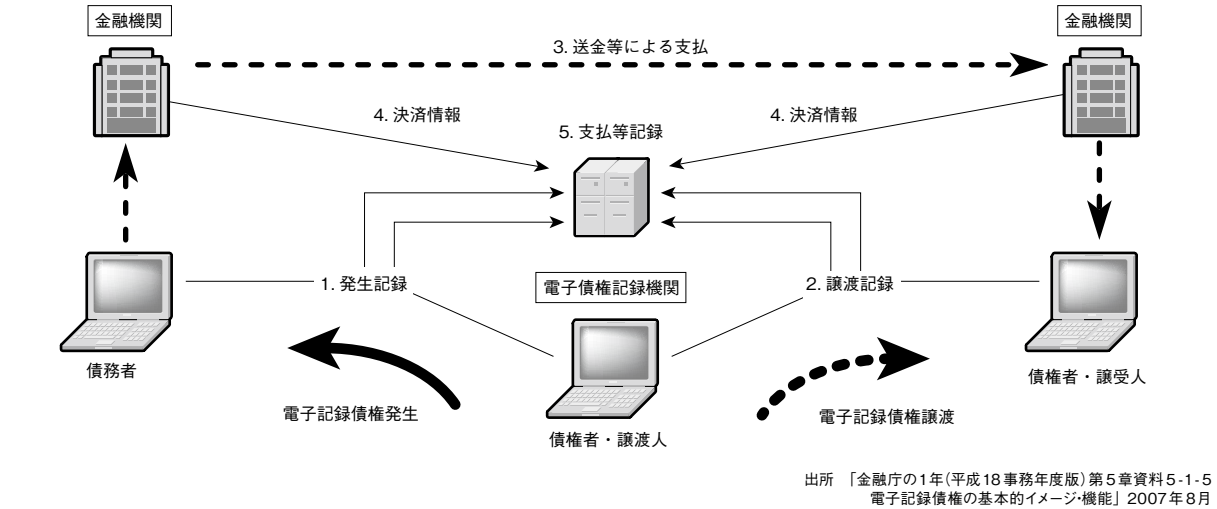
### その他:有害サイトに対する未成年者の保護

インターネット上の違法有害情報が社会問題となっており、なかでも学校裏サイト、自殺サイトなどに関連した事件が多発していることとの関係で、有害サイトに対する未成年者の保護が重要な課題となっている。

そのための対策として、有害サイトアクセス制限サービス(フィルタリングサービス)が有効である。ところが、フィルタリングサービスについて保護者の認知度が高いとは言えないため、その普及は必ずしも進んでこなかった。そこで、総務省は2007年12月10日、青少年が使用する携帯電話・PHSにおけるフィルタリングサービスの導入促進を目的として、携帯電話・PHS事業者などに対し、その取り組みを強化するよう要請した。

具体的には、新規契約時にフィルタリングサービスの利用を原則とした形で親権者の意思確認を行うなど導入促進を図ること、すべての18歳未満の既存契約者に関し、フィルタリングサービスの利用を原則とした形で意思確認を実施し、利用を望まない場合には親権者の意思確認を行うこと、18歳未満の利用者に関し、親権者である既存契約者に対して、フィルタリングサービスの利用の意思確認を実施することが、その骨子となっている。

資料2-1-1 電子記録債権の基本的イメージ



資料2-1-2 整備されたインターネット関連法律(公布年月日)

| 法 令                                | 成立日         | 公布日   | 概 要                                         |
|------------------------------------|-------------|-------|---------------------------------------------|
| 電子記録債権法                            | 2007年 6月20日 | 同月27日 | “電子の手形”のような電子記録債権制度を創設                      |
| 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 | 2007年12月14日 | 同月21日 | 振込め詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のための法整備 |
| 放送法(改正)                            | 2007年12月21日 | 同月28日 | NHK関係で番組アーカイブのブロードバンドによる提供を可能にする等           |
| 電波法・有線電気通信法(改正)                    | 同 上         | 同 上   | 電波利用を、より迅速かつ柔軟に行うための手続きの創設等                 |

出所 筆者作成

これは法律ではないが、いたずらに法規制を加えるよりも、このような自主規制によって実効性を確保することが、表現の自由への副作用の少ない方法として求められている。未成年者へのフィルタリングサービスの普及が今後望まれる。

今後の見通し：法整備が少数だった2つの理由

今年度完了した法整備が少数にすぎなかった原因は、すでにインターネット関連の法整備がほぼ完了したという意味ではない。

その原因は、第1に、いわゆる与野党伯仲国会の余波である。たとえば、数年前から国会に提出され続けている「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」は、サイバー犯罪条約に対応するための法案であり、コンピュータウイルス処罰規定の新設をはじめ、重要な内容を含んでい

る。しかし、本法案は、同時に、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴う共謀罪等の新設規定を含む「抱き合わせ法案」でもある。その影響を受けて、サイバー犯罪条約に対応するための部分も成立に至らず、国会で塩漬けのまま現在を迎えている。

第2の原因は、次に控えるさまざまな法改正の準備の狭間とも言うべき時期であったことである。本項執筆時点では未だ成立には至っていないが、現在開会中の第169回国会には、すでに前述のサイバー犯罪条約に対応するための法案だけでなく、出会い系規制法の改正案、迷惑メールに対しオプトイン規制の導入と罰則強化を目指す特定電子メール送信適正化法および特定商取法の改正案が提出されている。さらには、通信・放送の総合的な法体系の整備を目的として、総務省は情報通信法の制定に向けた検討作業を進めている。



## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)